

学会誌団体定期購読に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2016年 3月 27日

(対象と申込)

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会(以下「本会」という。)の定款第4条に基づき、この規程を定める。

2 本会の目的、事業および学会誌刊行の趣旨や守秘義務を理解し、その責務を会員同様に負うことの許諾ができる大学等の教育・研究機関の研究室やそれに付随する図書館等またはそれに準ずる機関で、本会の学会誌の定期購読を希望する場合は、所定の申込書(団体定期購読用)に必要事項を記入し、理事長宛に提出し、本会理事会の審査・承認を受けなければならない。

(購読料)

第2条 定期購読料は、年額(6冊)18,000円(税・送料別)とし、年度単位の申込とする。

2 購読料は前納を原則とし、送料は実費とする。

3 機関の支払規程等により後払いを希望する場合は、別途所定の手続きを必要とする。

(変更の手続)

第3条 登録の事項に変更が生じた場合は、すみやかに書面によりその届けを行わなければならない。

(購読中止)

第4条 購読を中止しようとするときは、中止届を提出しなければならない。

2 特に購読中止の申出がなければ自動継続とする。

(登録削除)

第5条 以下のどれかに該当するときは、理事会の議決を経て、送付を停止して登録の削除とする。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(2) 著作権法等の社会通念や慣行上の問題で正当な事由があるとき。

(3) 所定の購読料の納入がなく、それについての連絡がない場合。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は2010年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この規程は2011年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この規程は2014年 4月 1日より発効する。

附 則

1 この規程は2016年 3月 27日より発効する。